

第1章 プラン策定にあたって

1 福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例について

本市では、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現を目指して、平成26年4月に「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（以下「推進条例」という。）」を施行し、以下のような基本理念を定めています。

防犯のまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき行うものとする。

○市民、地域団体及び事業者（以下「市民等」という。）は、自らの安全は自らで守り、地域の安全は地域で守るという防犯意識のもとに、地域防犯活動に主体的に取り組み、地域社会の絆の強化を図ること。

○市は、関係機関との連携のもと、市民等が行う地域防犯活動の促進を始めとした防犯施策を推進すること。

また、この基本理念に基づき、市民、地域団体、事業者の役割、市の責務を定め、防犯のまちづくりを総合的かつ効果的に行うための推進本部の設置及び推進計画の策定を行っています。

市民の役割

市民は、防犯のまちづくりについて理解を深め、日常生活において、自らの安全を確保するとともに、地域防犯活動に参加するよう努める。

地域団体の役割

地域団体は、市民の防犯意識の高揚に努める等地域防犯活動に積極的に取り組むとともに、当該地域における地域社会の絆の強化を図るよう努める。

事業者の役割

事業者は、その事業を行うに当たっては、従業員及び顧客等が犯罪の被害を受けないようにするための措置を講じるとともに、地域社会を構成する一員として地域防犯活動を推進するよう努める。

市の責務

市は、市民等及び関係機関との連携のもと、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための体制を整備し、防犯施策を実施する。

推進本部・推進計画

防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部」を設置する。

推進本部は、推進計画（本プラン）を策定し、進捗状況を管理する。

2 プラン策定の目的

福岡市内の刑法犯認知件数は、平成14年の57,578件をピークに減少傾向にあります。依然として自転車盗、住宅侵入窃盗など、市民生活に身近な犯罪が多く発生しており、人口千人当たりの刑法犯認知件数は政令指定都市中で上位に位置しています。

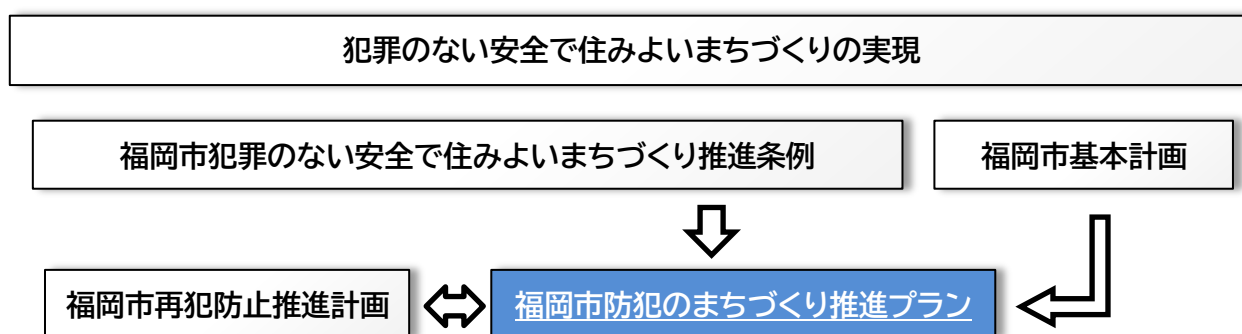
また、特殊詐欺（架空料金請求詐欺、オレオレ詐欺、還付金詐欺等）の被害件数・被害金額ともに増大しており、令和5年の福岡市内の被害金額は統計史上最高を記録するなど深刻な状況です。さらに著名人等を騙った投資や結婚等に関心を持つ被害者とSNS等を通じて信頼関係を深め、お金をだまし取るSNS型投資・ロマンス詐欺が社会的にも問題になっています。

このような状況の中、「第4次防犯のまちづくり推進プラン（以下「第4次防犯推進プラン」という。）」は令和6年度に計画期間が終了します。そこで第4次防犯推進プランの施策を引き継ぐとともに、近年の犯罪情勢を反映させた新たな取組みを盛り込んだ「第5次防犯のまちづくり推進プラン（以下「第5次防犯推進プラン」という。）」を策定し、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現を目指して防犯の取組みを進めていくものです。

3 プランの位置づけ

第5次防犯推進プランは、推進条例第9条に規定する防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画に位置づけられます。

計画の推進にあたっては、福岡市再犯防止推進計画とともに防犯の取組みを推進し、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指すSDGsの理念を踏まえ施策を実行していきます。



※福岡市では、総合計画に基づく各施策の推進により、SDGsの実現に取り組んでいます。



4 プランの期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。